

(お知らせ)

津波被災船舶の解体撤去工事について

平成26年11月13日
環境省福島環境再生事務所

現在、環境省では対策地域内の津波被災地域に点在している津波に被災した船舶（津波被災船舶）の処理に向けて、準備を進めています。
今般、浪江町の請戸川沿いに残置されている津波被災船舶の解体作業を開始いたしますのでお知らせします。

1. 津波被災船舶の解体撤去工事の概要

津波被災船舶について、解体及び撤去を行います。これまで、当該解体及び撤去に伴い必要な調整等の準備を進めて参りましたが、今後、南相馬市、浪江町、富岡町及び楡葉町において準備が整った船舶から順次解体及び撤去を実施していきます。

2. 浪江町請戸川沿いの被災船舶の解体撤去について

今般、浪江町請戸川沿いに残置されている船舶について、準備が整ったことから、11月21日（金）より解体及び撤去を開始します。

3. 取材について

当日、現地において、以下のとおり取材を受け付けます。取材に際しては安全確保のため、指定のエリアにて撮影取材等をいただきますようお願いいたします。

また、取材に際しては現地担当者の指示に従っていただくとともに、記者証または社名入りの腕章の着用をお願いします。

日程については予定であり、変更・中止されることがありますのでご了承ください。

日 時：平成26年11月21日（金）午前10時～

場 所：双葉郡浪江町大字請戸舩倉92番地

※取材場所については別紙地図のとおり

※国道6号線から現地方面は立入許可が必要となります。
事前に、浪江町役場二本松事務所生活支援課生活安全係
(TEL: 0243-62-0151) において通行証の申請・発行の
手続きを済ましていただきますようお願いいたします。
可能な限り、11月14日までに申請手続きを済ませて
ください。

<問い合わせ先>

環境省福島環境再生事務所
放射能汚染廃棄物対策第一課
電話：024-573-7547
課長：永森 一暢
廃棄物対策官：毛利 陽司

(別紙)

